

保医第1921号の2  
令和2年3月22日

各市町村長 様

岐阜県健康福祉部保健医療課長

海外渡航歴のある方における新型コロナウイルス感染症の発生について

今般、帰国時点で入管法に基づく入国制限対象地域や検疫強化対象地域（※）に指定されていない国を訪問後に帰国し、検査の結果、新型コロナウイルス感染症と確定された患者が県内で2例発生しました。

つきましては、入管法に基づく入国制限対象地域や検疫強化対象地域（※）に関わらず海外渡航歴があり、新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方から相談等があった場合は、帰国者・接触者相談センターを紹介いただきますようお願いいたします。

※厚生労働省ホームページ

「水際対策の抜本的強化に関する Q&A（令和2年3月19日時点版）」参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_ga\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html)

岐阜県健康福祉部保健医療課  
感染症対策係

係長：居波 担当：中澤

TEL 058-272-1111（内線 3351）

FAX 058-278-2624